

佐賀県告示第370号

指定金融機関等の指定（平成13年佐賀県告示第163号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成29年4月1日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1・2 略			1・2 略		
3 収納代理金融機関			3 収納代理金融機関		
名称	取扱店舗	取扱事務の範囲	名称	取扱店舗	取扱事務の範囲
略			略		
株式会社ゆうちょ銀行	日本国内の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局	1 母子父子寡婦福祉資金償還金及び <u>佐賀県税条例</u> （昭和30年佐賀県条例第23号）第2条第2号に規定する徴収金の収納事務（マルチペイメントネットワークを利用するものに限る。） 2 略	株式会社ゆうちょ銀行	日本国内の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局	1 母子父子寡婦福祉資金償還金及び <u>佐賀県税条例</u> （昭和30年佐賀県条例第23号）第2条第2号に規定する徴収金の収納事務（マルチペイメントネットワークを利用するものに限る。） 2 略
	九州内(沖縄県を除く。)の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局	県営住宅及び駐車場の使用料並びに <u>佐賀県税条例</u> 第2条第2号に規定する徴収金の収納事務（福岡貯金事務センターが承認した払込書による		九州内(沖縄県を除く。)の全てのゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局	県営住宅及び駐車場の使用料並びに <u>佐賀県税条例</u> 第2条第2号に規定する徴収金の収納事務（福岡貯金事務センターが承認した払込書によ

改正前			改正後		
		ものに限る。)			るものに限る。)
	福岡貯金事務センター	母子父子寡婦福祉資金償還金、県営住宅及び駐車場の使用料、育英資金返還金並びに <u>佐賀県税条例</u> 第2条第2号に規定する徴収金の収納事務(自動払込によるものに限る。)		福岡貯金事務センター	母子父子寡婦福祉資金償還金、県営住宅及び駐車場の使用料、育英資金返還金並びに <u>佐賀県税条例</u> 第2条第2号に規定する徴収金の収納事務(自動払込によるものに限る。)